

鹿児島県部活動及び地域クラブ 活動の推進等に関する方針

令和8年6月
鹿児島県教育委員会

目 次

はじめに	1
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性	3
1 これまでの県取組と課題	
2 改革の理念	
3 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）	
4 改革の方向性	
(1) 基本の方針	
(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	
(3) 留意事項	
II 学校部活動の在り方	6
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な指導及び安全・安心の確保	
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用	
3 適切な活動時間・休養日等の設定	
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
(3) 休養日・活動時間の運用について	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 地域との連携	
III 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	14
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 趣旨	
(2) 想定される認定の効果（国のガイドラインから抜粋）	
(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	

IV	地域展開の円滑な推進に当たっての対応	17
1	推進体制の整備	
(1)	市町村における体制整備	
(2)	県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
(3)	地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(4)	関係団体等・大学・民間企業との連携	
2	各種課題への対応	
(1)	運営団体・実施主体の整備等	
(2)	指導者の確保・育成	
(3)	活動場所の確保	
(4)	活動場所への移動手手段の確保	
(5)	生徒の安全・安心の確保	
(6)	障害のある生徒の活動機会の確保	
3	生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等	
V	大会・コンクールの在り方	23
1	生徒の大会等の参加機会の確保	
2	大会等への運営に係る体制の整備	
3	生徒の大会等の安全確保	
4	県大会をはじめとする大会等の在り方	
VI	関連する制度の在り方	25
1	教師の兼職兼業	

はじめに

- 中学校学習指導要領総則において（高等学校・特別支援学校においても同様の記載）、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるように示されている。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことを指摘されている。
- 中学生世代の人口は更なる減少が続いており、地方部を中心として、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を促進させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。
- 鹿児島県教育委員会（以下「県教委」という。）では、スポーツ庁が、平成30年3月に策定した「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」及び文化庁が平成30年12月に策定した「[文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」に則り、平成31年3月に学校教育の一環として実施される全ての部活動を対象とした「[鹿児島県部活動の在り方に関する方針](#)」を策定し、全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送るために、活動時間や休養日の適正化、指導体制の充実、安全管理の徹底など、持続可能な部活動体制の構築に取り組んできた。
- このような中、令和2年9月、文部科学省・スポーツ庁・文化庁から通知された「[学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について](#)」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域展開（当時は地域移行）を推進する方向性が示された。
- 令和3年10月、国が、運動部活動の具体的な方策等を検討するため「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、令和4年6月、本検討会議の提言を取りまとめ示した。併せて、令和4年8月、「文化部活動の地域展開に関する検討会議」の提言を示した。
- 国は、上記「検討会議」を踏まえ、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁から「[学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン](#)」を策定し、令和5年度から3年間を「改革推進期間」と位置付け、休日部活動の段階的な地域展開（当時は地域移行）への方向性を示した。

- さらに、県教委では、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインを参酌し、令和5年5月に学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行等について示した「[学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針](#)」を策定し、まずは、休日における地域の環境整備を推進するとともに、関係団体との連携体制の構築、指導者の確保・育成、安全管理や活動環境の整備など、持続可能な体制づくり及び学校の働き方改革の推進を図りつつ、部活動の地域展開・地域連携に取り組んできた。
- 文部科学省においては、令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実等を図るため、令和7年12月に「[部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン](#)」を策定し、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示された。
- 県教委では、令和8年6月、国のガイドラインを踏まえ、県学校部活動地域連携等推進協議会等から御意見をいただき、令和8年度以降の地域展開等の方向性を示す「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定した。
- 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本方針を参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましいものである。
- ただし、「Ⅱ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。また、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- なお、本方針は、「鹿児島県部活動の在り方等に関する方針（平成31年3月）」、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和5年5月）」を統合した上で全面的に改定し、国のガイドラインに則り、策定したものである。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 これまでの県の取組と課題

- 本県においては、これまで、国の事業を活用した実証事業に取り組んできた。（令和5年度は6市町、令和6年度は11市町、令和7年度は10市町）
- 令和7年度に県教委が実施したアンケート調査によると、全ての市町村において協議会等を設置し、地域の実情に応じた地域展開に係る取組に向けた検討を行っていることがわかった。
- また、県内43市町村のうち19市町で、何らかの地域展開に関する取組が行われているという回答が得られた。さらに、各市町村へ訪問して実施した聞き取り調査では、指導者不足や運営団体及び実施主体に係る課題が多くあげられた。
- 今後も中長期的に少子化が続いていく見込みである中で、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障していくためにもさらなる改革が求められる。

2 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。
 - これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を可能とする。
 - 障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。
- ・ 部活動改革に当たっては、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠である。
 - ・ 部活動改革を機に、中学校の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。
 - ・ 部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

3 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

【地域展開】

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること

【地域連携】

学校部活動において部活動指導員⁽¹⁾等の配置や合同部活動等を実施すること

- ※ ①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更。

4 改革の方向性

(1) 基本の方針

- 中学校等を設置する市町村が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

① 改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。
- 県学校部活動地域連携等推進協議会等において、毎年、進捗状況や取組の成果などについて確認し、推進を図る。

② 取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
 - ※ 地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
 - ※ 現時点で着手していない市町村においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。
 - ※ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進する。

【平日】

- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。市町村において地域の実情等に応じた取組を実施する。

(1) 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については、当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- ・ 市町村において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。
- ・ 市町村において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・ 学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っていると同時に、地域展開に至る前段階の取組として実施している市町村もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

(3) 留意事項

- 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。
- 地理的要因や指導者不足といった事情、市町村の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・県・市町村の支え合いによる公的支援や国・県によるきめ細かな伴走支援等が必要。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携等の活用などを有効に組み合わせていくことも考えられる。
- 受益者負担の水準については、市町村間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等が示されている。⁽²⁾ 市町村においては、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については措置を行うことが必要。

※ 市町村においては、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。

(2) 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。(令和7年12月26日付けスポーツ庁「令和8年度当初予算(案)への対応について」から抜粋)

II 学校部活動の在り方

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところであるが、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- 市町村教育委員会は、文部科学省のガイドライン（令和7年12月）に則り、本方針を参考に、適切な活動時間・休養日の設定を含めた「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、市町村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」（県立学校においては本方針）に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定する。
顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 市町村教育委員会は、上記に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
なお、このことについて、県教委は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、部活動数の適正化を行う。（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部⁽³⁾や総合文化部⁽⁴⁾等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。
- 県教委及び市町村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、外部指導者の活用状況や校務分担の実態等を踏まえ、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。⁽⁵⁾
- 県教委及び市町村教育委員会は、[文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針](#)を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、

適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

- 県教委及び市町村教育委員会は、①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修、②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、③部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行う。
また、研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意する。
- 校長は、顧問の決定に当たって、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意する。
- 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(3) マルチスポーツとは、生徒たちが複数のスポーツを同時期に行うこと。

(4) 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

(5) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教員等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、県教委及び市町村教育委員会は、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施する。

- ・ 学校部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・ 部活動の指導においては、[「運動部活動での指導のガイドライン」](#)（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防

止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラメントの根絶を徹底する。県教委及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点から踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進する。また、過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 部活動の指導者は、生徒の体力及び文化芸術等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト⁽⁶⁾することなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや文化芸術等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。
- 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。
- 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒と共に学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

（3）競技ごとの指導手引きの普及・活用

- 部活動の指導者は、中央競技団体等⁽⁷⁾が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）及び本県が策定した「[運動部活動指導の手引き（一部改訂版）](#)」（平成29年3月）等を活用して、2(1)及び(2)に基づく適切な指導を行う。

(6) 部活動の過剰な練習により、心身のエネルギーが尽き果て、意欲や気力を失ってしまうこと。

(7) スポーツ競技の国内統括団体。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義⁽⁸⁾も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準とする。

(1) 休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日・活動時間の運用について

- 市町村教育委員会は、1に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、文部科学省のガイドラインに則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、以下記載の事項について、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 校長は、1に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、文部科学省のガイドラインを踏まえるとともに、市町村教育委員会が策定した方針(県立学校においては本方針)に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、[「熱中症予防運動指針」\(公益財団法人日本スポーツ協会\)](#)等を参考に、万全の安全対策を講じる。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

(8) 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。
- 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。
- 県教委及び市町村教育委員会は、関係団体・機関等と連携を図り、単一の学校では特定の競技の運動部又は分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないよう、複数校による合同部活動等の取組について検討する。

- ・ 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要である（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
- ・ 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

【学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要】

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

「総則編及び保健体育編」に記載

- ・ 部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われているものであることにも留意する。

「保健体育編」に記載

- ・ 運動部の活動において、レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ・ 運動部の活動において、複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

(2) 地域との連携

- 県教委、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・文化芸術関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者や地域の人々の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備を進める。
- 県教委及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。
- 県教委、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

提 言

部活動に関する方針案の策定にともない、運動部活動の指導における体罰等の不適切な指導の根絶など運営の適正化を図るため、生徒を中心に据えた持続可能な運動部活動の指導の在り方に係る方向性として、次のとおり提言します。

運動部活動を持続可能なものにするための5つの提言 ～「生徒が主人公の運動部活動」をめざして～

- 1 生徒の自主性を尊重し、生徒とともに、顧問も学び合う関係性の構築に努めること。
- 2 これまでの経験と最新の知見を取り入れ、プレーヤーズセンタードの考え方⁽¹⁾をもとに指導に努めること。
- 3 生徒がバーンアウト⁽²⁾することなく、それぞれの目標を達成できるよう責任を持った指導に努めること。
- 4 生徒の人権に配慮した適切な指導を行なうものとし、体罰等は絶対に行なわないこと。
- 5 「する・みる・支える・知る」のスポーツへの多様な関わり方の視点を重視し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を目指すこと。

(1) スポーツの主役はプレーヤーであり、指導者自身の考えを一方向的にプレーヤーに伝えるのではなく、成長に導いていくコーチングを目指すこと。

(2) 燃え尽き症候群のこと：運動部活動では、スポーツ活動や競技に対するやる気を失い、燃え尽きたように体力と気力を使い果たし疲れ果て、スポーツ活動や競技が続けられなくなってしまうこと

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術活動の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例（国のガイドラインから抜粋）>

- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例（国のガイドラインから抜粋）>

- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ② 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりである。詳細については、文部科学省のガイドライン（令和7年12月）別冊資料①「[地域クラブ活動に関する認定制度](#)」を参照されたい。

(1) 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技結果を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、文部科学省のガイドライン（令和7年12月）「地域クラブ活動に関する認定制度」により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。
- 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※ 認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみなす。

(2) 想定される認定の効果（国のガイドラインから抜粋）

- 生徒・保護者等に対する市町村による情報提供
- 地域クラブ活動の運営等への公的支援
（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- 地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業の積極的な許可
- 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（県及び市町村における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること（[「子ども性暴力防止法」](#)を踏まえた適切な対応、[「認定地域クラブ活動指導者」登録制度](#)により登録された指導者による指導等）。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 適切な運営体制が確保されていること。
- 学校等との連携が適切に行われていること。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村に提

出。市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。

- 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定。
- 市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

※ 円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。
※ 市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

IV 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 市町村における体制整備

- 市町村において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。
- 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置やコーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 市町村は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

(2) 県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施団体の役割分担

【県】

- 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町村に対するきめ細かな支援を実施。
- 一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。

【市町村】

- 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。
- 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。

【地域クラブ活動の運営団体・実施主体】

- 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。
- 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。

※ 詳細については、文部科学省のガイドライン（令和7年12月）[「部活動の地域展開等に関する参考資料」](#)を参照。

※ 運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要である。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教員等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

【学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要】

- 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校中学部）
 - ・ 地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記
 - ① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
 - ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
 - ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

（４）関係団体等・大学・民間企業との連携

【基本的な考え方】

- 部活動改革を円滑に進めるためには、県及び市町村が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部⁽⁹⁾等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。
- 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることに期待。

※ 地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要である。

(9) 地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等⁽¹⁰⁾を行うことが必要。市町村が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

※ 地域クラブ活動の創設及び持続的・安定的な運営に向けた基本的な考え方や留意点、具体的な取組事例等については、[「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」](#)（令和8年3月 スポーツ庁）を参照。

(2) 指導者の確保・育成

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。
- 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（[「認定地域クラブ活動指導者」登録制度](#)を参照）。
- 指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼職兼業を促進することも重要（教員等の兼職兼業についての詳細は、VIの1を参照）。
- 県教委は、指導者確保・育成に向けた「学校部活動及び地域クラブ指導者研修会」（以下「指導者研修会」という。）を開催する。指導者研修会については、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等から構成されたプログラムとなるよう務め、適宜必要な見直しを図る。また、認定地域クラブ活動の指導者に対しては、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者等の指導者資格や上記指導者研修会での「受講認定証」を取得するよう周知する。

(10) 適切な運営体制の整備等については、本方針「Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 各種課題への対応 (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）」を参照すること。

(3) 活動場所の確保

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要。
- 特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要。

(4) 活動場所への移動手段の確保

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要。市町村における交通部局と教育委員会及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが重要。

(5) 生徒の安全・安心の確保

【基本的な考え方】

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、市町村や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。
- 市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、

再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。

- 怪我等への備えとして、指導者や参加する生徒等を対象として、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険等への加入を徹底することも重要。

※ 先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、県、市町村、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。

【スポーツ基本法一部改訂（令和7年9月）】（抄）

第29条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動、インターネット上の誹謗中傷等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行なう者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることがないように努めるものとする。

【特に留意すべき事項】

- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術活動や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、[「運動部活動での指導のガイドライン」](#)（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被

害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

【基本的な考え方】

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側における障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要。

(7) その他

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）にある[別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」](#)を参照。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

【基本的な考え方】

- 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要。その際、特に、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。
- 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。
※ いわゆる県またぎ・市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加等が可能となるよう留意。
- 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、県・市町村において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

- ・ 県内の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、主催者において更なる改革を進める必要がある。
- ・ 特に、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要がある。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。
- ・ 県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うようにすること。

2 大会等の運営に係る体制の整備

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教員に過度な負担をかけない適切な体制を整えとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- 市町村教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、学校における業務への影響の有無、教員の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認するなど、適切なサービス監督を行なうこと。

- ・ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員

が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えること。

- ・ 地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討する必要があること。

3 生徒の大会等における安全確保

○ 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。

- ・ 天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

○ 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。

○ 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

○ 鹿児島県中学校体育連盟、各地区中学校体育連盟及び市町村教育委員会等は、協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定めること。

○ 校長は、鹿児島県中学校体育連盟、各地区中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。

○ スポーツ競技団体や文化芸術団体等は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術活動に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設けることなどを検討すること。

○ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術活動への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意すること。

VI 関連する制度の在り方

1 教員等の兼職兼業

- 学校の教員等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、[「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」](#)（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市町村が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。
 - 中学校の教員だけでなく、小学校の教員（体育専科教員等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教員、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要。
 - 兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施。
 - 兼職兼業を行う教員等については、教員等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施。
- ・ 教員等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、国が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
 - ・ 教員等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市町村と、勤務校の所在市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うこと。

参考（関連リンク）

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00013.htm
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf
- 鹿児島県部活動の在り方に関する方針（平成31年3月 鹿児島県教育委員会）
https://www.pref.kagoshima.jp/ba06/kyoiku-bunka/taiikuanzen/unndoubukatudou/documents/70493_20220315093500-1.pdf
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
（令和2年9月 文部科学省・スポーツ庁・文化庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm
- 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針
（令和5年5月 鹿児島県教育委員会）
https://www.pref.kagoshima.jp/ba06/kyoiku-bunka/taiikuanzen/unndoubukatudou/documents/70493_20230605141340-1.pdf
- 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
（令和7年12月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm
- 業務量管理・健康確保措置に関する指針（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm
- 運動部活動指導の手引き（平成29年3月 鹿児島県教育委員会）
<https://www.pref.kagoshima.jp/ba06/kyoiku-bunka/taiikuanzen/unndoubukatudou/unndoubukatudounosidou.html>
- 熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

- 地域クラブ活動に関する認定制度
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 認定地域クラブ活動指導者
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料①（別紙2）認定地域クラブ活動指導者登録制度
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック
(令和8年3月 スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00032.html

- 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料② 部活動の地域展開等に関する参考資料
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 部活動の地域展開等に関する参考資料
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料② 部活動の地域展開等に関する参考資料
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

- 教員等の兼職兼業について
公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）
(令和5年1月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

- 子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- 鹿児島県立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年3月 鹿児島県教育委員会)
http://www.pref.kagoshima.jp/ba01/documents/127319_20260324174359-1.pdf